

都道府県中間年評価書 (集落協定等へのアンケート関係)

都道府県名	埼玉県	担当部署	農業ビジネス支援課
-------	-----	------	-----------

Ⅳ アンケート調査の対象協定（集落）等数

	協定等数		アンケート実施 協定等数	
	協定	集落	協定	集落
集落協定	47	協定	9	協定
個別協定	4	協定	4	協定
廃止協定	12	協定	3	協定
未実施集落	93	集落	3	集落
市町村	12	市町村	12	市町村

V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価

1 集落協定の範囲等

(1) 協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数		割合	
① 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1		協定	0	%
② 1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	1	協定	11.11	%
③ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	6	協定	66.67	%
④ 1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	2	協定	22.22	%
⑤ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1		協定	0	%
⑥ 1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2		協定	0	%

(2) 集落協定の話合いの持ち方

	協定数		割合	
① 中山間地域等直接支払制度のための話合いを開催	8	協定	88.89	%
② 地域の他の話合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話合いを開催	1	協定	11.11	%

2 集落戦略

(1) 集落戦略の作成に当たっての工夫

	協定数		割合	
① アンケートや戸別訪問等により、話合いの方法を工夫した	1	協定	11.11	%
② 話合いをリードする者を活用して進めた	1	協定	11.11	%
③ 市町村や関係機関の協力を得て進めた	4	協定	44.44	%
④ 協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	3	協定	33.33	%
⑤ 担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた		協定	0	%
⑥ 集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した		協定	0	%
⑦ その他		協定	0	%
⑧ 特になし		協定	0	%
⑨ まだ作成していない	1	協定	11.11	%

(2) 集落戦略の作成の効果

	協定数		割合	
①集落営農を組織化・法人化した又はその計画がある		協定	0	%
②認定農業者や新規就農者を確保した又は確保する計画がある		協定	0	%
③集落でまとまって農地中間管理機構に農用地を貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
④一部の農用地を農地中間管理機構に貸し付けた又はその手続きを進めている		協定	0	%
⑤担い手に農用地を貸し付けた又はその計画がある（農地中間管理機構を使わないケース）	1	協定	11.11	%
⑥基盤整備等により耕作条件を改善した又はその計画がある		協定	0	%
⑦スマート農業等の省力化技術を導入した又はその計画がある		協定	0	%
⑧耕作条件が劣る農地の粗放的な管理や林地化を実施した又はその計画がある	1	協定	11.11	%
⑨鳥獣害対策を実施した又はその計画がある	1	協定	11.11	%
⑩所得確保のため高収益農産物の生産や加工等を始めた又はその計画がある		協定	0	%
⑪他の協定等との統合・連携をした又はその計画がある		協定	0	%
⑫高齢者等への声掛けや見守り等の生活支援活動を開始した又はその計画がある	2	協定	22.22	%
⑬特に何もしていない		協定	0	%
⑭その他	2	協定	22.22	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略の作成にあたっての工夫として、「市町村や関係機関の協力を得て進めた」の回答が最も多く、市町村の関与が求められたことがうかがえる。また、集落戦略の作成の効果として、新たな活動や計画が持ち上がった、後継者が集落の活動に参加するようになったとの回答もあり、集落戦略の作成が、農業生産活動等の継続に効果があったものと考えられる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落戦略の作成にあたっては、農業関係以外のその地域をよく知っている人たちとの連携が重要と考える。作成過程において、農業者ではない地域住民にどのように関心を持ってもらい巻き込んでいくかという点については、まちづくりの経験・知見を持った関係者との連携が有用と考える。

※ アンケート対象の集落協定数が5未満の都道府県は、「V-1 集落協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

3 加算措置に取り組む際に中心となった者

	協定数				
	広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
①協定代表者	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
②協定代表者以外の協定参加者	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
③統合された集落協定又は集落の側から	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④市町村等の行政からの働きかけ	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑤その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4 第5期対策における本制度の効果について

(1) 本制度に取り組みなかった場合に協定対象農地が荒廃農用地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満		協定	0	%
②協定対象農用地の1～3割	4	協定	44.44	%
③協定対象農用地の3～5割	3	協定	33.33	%
④協定対象農用地の5割以上	2	協定	22.22	%
⑤荒廃化していない		協定	0	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	3	協定	33.33	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	5	協定	55.56	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない	1	協定	11.11	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1	協定	11.11	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた	4	協定	44.44	%
③以前と変わらない		協定	0	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度や加算に取り組んだことによる効果

	協定数					
	ア 制度による全体の効果	イ 加算に取り組んだことによる効果				
		広域化加算	集落機能強化加算	生産性向上加算	棚田加算	超急傾斜加算
① 荒廃農地の発生防止	9 (100%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
② 水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	8 (89%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
③ 農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1 (11%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
④ 農業（農外）収入が増加した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑤ 集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑥ 担い手への農地の集積・集約化が進んだ	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑦ 鳥獣被害が減少した	4 (44%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑧ 荒廃農地を再生した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑨ 都市住民等との交流が増加した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑩ 定住者等を確保した	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した	2 (22%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑫ 集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	4 (44%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑬ その他	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)
⑭ 特に効果は感じられない	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)	(0%)

4の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての協定が、本制度に取り組まなければ協定農用地の一部は荒廃農地になっていたと回答しており、本制度が荒廃農地の防止に寄与していると評価できる。また、本制度に取り組んだことによる効果として、水路・農道等の維持、鳥獣被害の減少、集落機能の維持が回答にあがっており、農村環境の保全や集落機能の維持にも効果を発揮していると評価できる。

4の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見のとおり、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持について、非常に効果があると考えられる。

5 集落協定が実施している各種の活動

(1) 集落協定が実施している活動

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①協定対象農用地以外の農用地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	5 (56%)	5 (56%)
②協定対象農用地に隣接しない農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	2 (22%)	3 (33%)
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	2 (22%)	3 (33%)
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	1 (11%)	1 (11%)
⑤農作業の共同化	0 (0%)	0 (0%)
⑥農業機械の共同利用	1 (11%)	0 (0%)
⑦鳥獣害対策	4 (44%)	4 (44%)
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	1 (11%)	1 (11%)
⑨都市住民との交流活動	0 (0%)	0 (0%)
⑩農産物の販売・加工	3 (33%)	2 (22%)
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	5 (56%)	4 (44%)
⑫生き物観察や生物保全活動	0 (0%)	0 (0%)
⑬その他	0 (0%)	0 (0%)
⑭協定対象農用地の保全活動、農道・水路等の維持・管理活動以外の活動はしていない	2 (22%)	1 (11%)

(2) (1) の活動に当たっての連携組織

	協定数	
	ア 現在実施している活動	イ 今後実施予定の活動（今後も継続する活動含む）
①市町村、都道府県	4 (44%)	3 (33%)
②自治会、町内会	2 (22%)	2 (22%)
③子ども会、婦人会、青年会、老人会、地域の団体	0 (0%)	0 (0%)
④地域運営組織	1 (11%)	0 (0%)
⑤社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人	0 (0%)	0 (0%)
⑥保育園・幼稚園、小・中学校、高等学校	0 (0%)	0 (0%)
⑦大学	0 (0%)	0 (0%)
⑧他の集落協定、集落営農組織、多面的機能支払交付金の活動組織、土地改良区、JA	2 (22%)	1 (11%)
⑨民間企業	0 (0%)	0 (0%)
⑩地域おこし協力隊	1 (11%)	0 (0%)
⑪その他	1 (11%)	1 (11%)
⑫連携している組織はない	2 (22%)	2 (22%)

5の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落協定が実施している活動は、「協定対象農用地以外の農用地の保全活動」及び「地域での生活支援活動」が5協定と最も多く、行政や農業者以外の組織と連携する状況も見られることから、本制度への取組が、農業生産活動等を中心として、集落機能の維持に貢献していると評価できる。

5の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

本制度は、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持に効果があると考えますが、どのように集落機能を維持していくかは課題であり、協定外にも波及させていく活動を行うことが重要である。

V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策における本制度の効果

(1) 本制度に取り組まなかった場合に協定対象農用地が荒廃農地になっていた割合

	協定数		割合	
①協定対象農用地の1割未満	1	協定	25	%
②協定対象農用地の1～3割	2	協定	50	%
③協定対象農用地の3～5割		協定	0	%
④協定対象農用地の5割以上	1	協定	25	%
⑤荒廃化していない		協定	0	%

(2) 隣接する集落の状況

ア 隣接する集落の本制度の取組状況

	協定数		割合	
①隣接する集落は本制度に取り組んでいる	2	協定	50	%
②隣接する集落は本制度に取り組んでいない	2	協定	50	%
③隣接する集落が本制度に取り組んでいるか分からない		協定	0	%

イ 本制度に取り組んでいない隣接集落の農用地の荒廃状況

	協定数		割合	
①ここ数年、荒廃した農地が目立ってきた	1	協定	25	%
②ここ数年、耕作されていない農用地が目立ってきた		協定	0	%
③以前と変わらない	1	協定	25	%
④以前よりも荒廃や耕作されていない農用地が減った		協定	0	%
⑤その他		協定	0	%

(3) 本制度に取り組んだことによる効果

	協定数		割合	
①荒廃農地の発生防止	4	協定	100	%
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	4	協定	100	%
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	2	協定	50	%
④農業（農外）収入が増加した		協定	0	%
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	2	協定	50	%
⑥担い手への農地の集積・集約化が進んだ	3	協定	75	%
⑦鳥獣被害が減少した	1	協定	25	%
⑧荒廃農地を再生した	1	協定	25	%
⑨都市住民等との交流が増加した	1	協定	25	%
⑩定住者等を確保した		協定	0	%
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始（拡大）した		協定	0	%
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された		協定	0	%
⑬その他		協定	0	%
⑭特に効果は感じられない		協定	0	%

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての協定が、本制度に取り組みなければ協定農用地の一部は荒廃農地になっていたとしており、本制度が荒廃農地の発生防止に寄与していると評価できる。また、本制度に取り組んだ結果、全ての協定が「水路・農道等の維持、地域の環境が保全された」と回答し、全4協定中3協定が、「担い手への農地の集積・集約が進んだ」と回答していることから、本制度が、農村環境の保全及び担い手への農地集積・集約など、地域の農業の継続に寄与しているものと評価できる。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見のとおり、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持について、非常に効果があると考える。

※ アンケート対象の個別協定数が5未満の都道府県は、「V-2 個別協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 今後の経営意向

(1) 経営規模の拡大意向

	協定数	割合
①規模拡大の意向がある	協定	0 %
②現状維持	4 協定	100 %
③規模拡大より農地を集約したい	協定	0 %
④規模を縮小したい（農業経営をやめる意向を含む）	協定	0 %

(2) 規模拡大に当たっての農用地の条件

	協定数	割合
①農地面積や圃場条件にはこだわらない	協定	0 %
②基盤整備済みの圃場であること	協定	0 %
③農業用水（灌水施設を含む）が利用できること	協定	0 %
④鳥獣害防止柵等の対策が講じられていること	協定	0 %
⑤農道の整備やほ場に大型機械が入ること	協定	0 %
⑥日当たりや水はけの良い圃場であること	協定	0 %
⑦環境保全型農業に適した圃場であること	協定	0 %
⑧ほ場が面的にまとまっていること	協定	0 %
⑨賃料が安いこと	協定	0 %
⑩その他	協定	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

全協定とも現状維持意向であり、次期対策においても、現状の協定農用地面積を維持しつつ、活動を継続していただけるものと期待できる。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

引き続き、行政は必要なサポートを行って欲しい。

V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価

1 第4期末まで協定対象農用地として維持・管理してきた農用地の現在の状況

	元協定数	割合
① 荒廃した農用地がある	2 協定	67 %
② 作付けしない農用地がある	3 協定	100 %
③ 転用された農用地がある	協定	0 %
④ 林地化（植林）された農用地がある	協定	0 %
⑤ 景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	協定	0 %
⑥ 担い手から所有者に返還された農用地がある	協定	0 %
⑦ 担い手に貸し付けされた農用地がある	協定	0 %
⑧ 鳥獣被害が発生している	3 協定	100 %
⑨ 災害による被害を受けた農用地がある	協定	0 %
⑩ 基盤整備された農用地がある（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑪ 以前と特に変わらない（令和2年4月以降）	協定	0 %
⑫ その他	協定	0 %

1について都道府県の所見【必須】

協定廃止まで本制度で維持・管理していた農用地の現状は、回答した全ての協定で、「作付けしない農用地がある」及び「鳥獣被害が発生している」としており、農業生産活動の継続に影響が出てきているものと考えられる。

1について第三者機関の意見【必須】

本制度は、鳥獣害対策にも活用できるということを周知して欲しい。

※ アンケート対象の廃止協定数が5未満の都道府県は、「V-3 廃止協定へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 集落の共同活動

(1) 現在の集落での共同活動

	元協定数	割合
① 農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	2 協定	67 %
② 農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	1 協定	33 %
③ 鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	協定	0 %
④ 維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	協定	0 %
⑤ 農作業の共同化	1 協定	33 %
⑥ 農業機械の共同利用	協定	0 %
⑦ 鳥獣害対策	2 協定	67 %
⑧ 放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	協定	0 %
⑨ 都市住民との交流活動	協定	0 %
⑩ 農産物の販売・加工	協定	0 %
⑪ 地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	協定	0 %
⑫ 生き物観察や生物保全活動	協定	0 %
⑬ その他	協定	0 %
⑭ 集落で共同活動は実施していない	協定	0 %

(2) 現在の共同活動の参加者の数

	元協定数	割合
① 集落協定の活動していた当時より減った	1 協定	33 %
② 集落協定の活動していた当時より増えた	協定	0 %
③ 集落協定の活動していた当時と変わらない	2 協定	67 %

2の（1）及び（2）について都道府県の所見【必須】

現在の集落での共同活動として、回答した3協定中2協定が、「農地の保全活動」、「鳥獣害対策」を行っているとは回答している。前対策までの活動が集落に根付き、自主的に活動している点は評価できるが、現状維持以上の効果は期待できず、改善に向けた対策を検討していく必要がある。

2の（1）及び（2）について第三者機関の意見【必須】

鳥獣害対策においては猟友会との連携が重要と考える。また、市町村で加工場を設置するなど、捕獲された鳥獣の受入先を確保することも必要と考える。

3 5年後（令和10年度）の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	1 協定	33 %
②いない	2 協定	67 %

(2) 地域の農業の「担い手」の5年後の有無

	元協定数	割合
①いる	協定	0 %
②いない	3 協定	100 %

(3) 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	元協定数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	協定	0 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 協定	33 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	2 協定	67 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	協定	0 %
⑤荒廃化しない	協定	0 %

3の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

現状のままだと、新たな担い手が生まれず、一定割合の農用地は荒廃する可能性が高い。他の地域の担い手への貸し出しを検討するなど、農用地の保全対策を進めていく必要がある。

3の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

鳥獣害対策は、農家の庭など、小さいところから実施しないと、集落に獣が入ってきてしまうが、大規模な電気柵等には補助金が出ても、小さいものには補助金が出ない。そういった小さな設備に本制度を活用できれば良いのではないかと。

4 集落協定の範囲等

(1) 元協定対象農用地と農業集落の農用地の範囲（範囲の図は別添のとおり）

	協定数	割合
①1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-1	協定	0 %
②1つの集落協定の中に、複数の農業集落がある例-2	協定	0 %
③1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-1	1 協定	33 %
④1つの集落協定の中に、1つの農業集落がある例-2	1 協定	33 %
⑤1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-1	協定	0 %
⑥1つの農業集落の中に、複数の集落協定がある例-2	1 協定	33 %

(2) 集落協定の話し合いの持ち方

	協定数	割合
①中山間地域等直接支払制度のための話し合いを開催	3 協定	100 %
②地域の他の話し合いとともに、中山間地域等直接支払制度の話し合いを開催	協定	0 %

5 近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応

	元協定数	割合
①元協定参加農家の中には、参加する農家もいると思われる	協定	0 %
②活動に参加する農家はない	2 協定	67 %
③近隣集落に協定がない	1 協定	33 %

5について都道府県の所見【必須】

近隣の集落協定から誘いがあった場合の対応について、「活動に参加する農家はない」が2協定、「近隣集落に協定がない」が1協定となっている。現状では、集落の広域連携も難しく、他の地域の担い手への貸し出しを検討するなど、農用地の保全対策を進めていく必要がある。

5について第三者機関の意見【必須】

県の所見のほか、大学との連携など、他の事業との連携も含めて、県として支援を検討して欲しい。

V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価

1 現在の集落の状況

(1) 「話し合い」や「行事」のまとめ役（リーダー）となる者の有無

	集落数	割合
①いる	3 集落	100 %
②いない	集落	0 %

(2) 地域の農業の「担い手」の有無

	集落数	割合
①いる	1 集落	33 %
②いない	2 集落	67 %

(3) 現在の集落での共同活動

	集落数	割合
①農地の保全活動（草刈り、耕起、畦畔の草刈り、法面の管理等）	1 集落	33 %
②農道・水路等の維持・管理活動（多面的機能支払による活動を含む）	集落	0 %
③鳥獣緩衝帯の設置・草刈り	集落	0 %
④維持できなくなった農地の林地化（計画的な植林）	集落	0 %
⑤農作業の共同化	集落	0 %
⑥農業機械の共同利用	集落	0 %
⑦鳥獣害対策	1 集落	33 %
⑧放牧、景観作物の栽培等の粗放的農地利用	集落	0 %
⑨都市住民との交流活動	集落	0 %
⑩農産物の販売・加工	集落	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）	2 集落	67 %
⑫生き物観察や生物保全活動	集落	0 %
⑬その他	集落	0 %
⑭集落で共同活動は実施していない	2 集落	67 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

未実施集落については、アンケートの回答率が低いですが、回答があった集落では一定程度の共同活動は行われている。未実施集落の現状を把握するとともに、本制度の理解を求めていく必要があると考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

未実施集落ということは協定を締結していないということであり、アンケートの回収率を見ても、代表者のような人がいないことが想定される。本制度を活用するためには地域にリーダーが必要であり、リーダーの確保が一番の課題になる。特に小さい集落においては、本制度の仕組みでは厳しいのではないかと。

※ アンケート対象の未実施協定数が5未満の都道府県は、「V-4 未実施集落へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 農用地の状況

(1) 農用地の耕作者

	集落数	割合
①地域の担い手が主に耕作	1 集落	0 %
②地域の担い手と各農家がそれぞれ耕作	1 集落	0 %
③各農家がそれぞれ耕作	3 集落	100 %
④ほとんどの農地が荒廃化し、誰も耕作していない	1 集落	0 %

(2) 集落の農用地の状況

ア 最近5年間の集落の農用地の状況の変化

	集落数	割合
①荒廃した農用地がある	1 集落	33 %
②作付けしない農用地がある	2 集落	67 %
③転用された農用地がある	1 集落	0 %
④林地化(植林)された農用地がある	1 集落	0 %
⑤景観作物の作付や放牧等の粗放的利用されている農用地がある	1 集落	0 %
⑥担い手から所有者に返還された農用地がある	1 集落	0 %
⑦担い手に貸し付けされた農用地がある	1 集落	0 %
⑧鳥獣被害が発生している	2 集落	67 %
⑨災害による被害を受けた農用地がある	1 集落	33 %
⑩基盤整備された農用地がある(令和2年4月以降)	1 集落	0 %
⑪以前と特に変わらない(令和2年4月以降)	1 集落	33 %
⑫その他	1 集落	0 %

イ 集落の農用地の5年後の荒廃状況

	集落数	割合
①集落の農用地の1割未満が荒廃する	1 集落	0 %
②集落の農用地の1～3割が荒廃する	1 集落	33 %
③集落の農用地の3～5割が荒廃する	1 集落	33 %
④集落の農用地の5割以上が荒廃する	1 集落	33 %
⑤荒廃化しない	1 集落	0 %

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

回答があった3集落では、現在は「各農家がそれぞれ耕作」しているが、集落の農用地は5年後は一定割合が荒廃するとしている。
回答がない集落はリーダーが不在である可能性もあり、農用地の保全管理等に支障をきたす可能性があるため、該当集落の状況を把握し、対策を講じる必要がある。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

集落のリーダー不在の状況があるとしたら、本制度の活用は難しい面がある。この課題を解決する新たな仕組みが必要である。

3 中山間地域等直接支払制度の認知度

(1) 中山間地域等直接支払制度を知っているか

	集落数	割合
①聞いたこともあり、少しは制度の内容を知っている	集落	0 %
②制度があることは知っているが、内容は知らない	1 集落	33 %
③知らない	2 集落	67 %

(2) 中山間地域等直接支払制度が集落の話合いで出たことがあるか

	集落数	割合
①集落で中山間地域等直接支払制度の話が出たことがある	集落	0 %
②出たことはない	2 集落	67 %

(3) 中山間地域等直接支払制度に取り組まなかった理由

	集落数	割合
①集落内の合意が取れなかったため	集落	0 %
②交付金の返還等の要件が厳しかったため	集落	0 %
③事務手続きが負担となるため	集落	0 %
④制度の対象となる農用地の要件を満たさなかったため	集落	0 %
⑤取り組むに当たって、中心となるリーダーがいなかったため	集落	0 %
⑥農家が高齢化しており、5年間続ける自信がなかったため	集落	0 %
⑦地域農業の中心となる者がいなかったため	集落	0 %
⑧農業収入が見込めなかったため	集落	0 %
⑨鳥獣被害が増加していたため	集落	0 %
⑩近隣の集落も取り組んでいなかったため	集落	0 %
⑪ほ場条件が悪いため	集落	0 %
⑫中山間地域等直接支払制度がなくても農用地の維持・管理が可能であるため	集落	0 %
⑬その他	集落	0 %

(4) 中山間地域等直接支払制度に取り組む意向の有無

	集落数	割合
①ある	集落	0 %
②ない	3 集落	100 %

3の(1)から(4)について都道府県の所見【必須】

本制度の認知度について、回答があった集落でも、「制度を知らない」、又は「内容は知らない」であり、本制度の周知を徹底していく必要がある。

3の(1)から(4)について第三者機関の意見【必須】

実施協定のアンケートでは、ほとんどの協定が、次期対策の継続意向があると回答しているが、市町村の担当者から集落に継続をお願いして、続けてもらっているケースもあるのではないかと。今の現状では未実施集落が本制度を活用することは難しく、この課題を解決する新たな仕組みが必要である。

V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価

1 第5期対策の中山間等直接支払制度の効果

(1) 荒廃農地の発生・防止への貢献の程度

	市町村数	割合
①かなり貢献した	4 市町村	33 %
②一定程度貢献した	8 市町村	67 %
③やや貢献した	市町村	0 %
④貢献していない	市町村	0 %

(2) 本制度の効果

	協定数	割合
①荒廃農地の発生防止	12 市町村	100 %
②水路・農道等の維持、地域の環境が保全された	10 市町村	83 %
③農業機械等の共同利用により作業が効率化した	1 市町村	8 %
④農業（農外）収入が増加した	1 市町村	8 %
⑤集落営農の組織化・法人化、新規就農者等の担い手を確保（増加）した	市町村	0 %
⑥担い手への農地の集積・集約が進んだ	2 市町村	17 %
⑦鳥獣被害が減少した	2 市町村	17 %
⑧荒廃農地を再生した	2 市町村	17 %
⑨都市住民等との交流が増加した	2 市町村	17 %
⑩定住者等を確保した	市町村	0 %
⑪地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）を開始した	3 市町村	25 %
⑫集落の寄り合いや行事等の集落機能が維持された	5 市町村	42 %
⑬その他	市町村	0 %
⑭特に効果は感じられない	市町村	0 %

(3) 本制度の必要性

	協定数	割合
①現行制度を維持し、制度を継続する必要がある	8 市町村	67 %
②制度の見直しを行い、継続する必要がある	4 市町村	33 %
③制度を廃止しても構わない	市町村	0 %

1の(1)から(3)について都道府県の所見【必須】

全ての実施市町村が、本制度の効果として「荒廃農地の発生防止」に回答しており、本制度の必要性には「制度を継続する必要がある」と回答している。県としても制度の継続が必要と考えるが、手続きや要件の簡素化等、制度の見直しは必要と考える。

1の(1)から(3)について第三者機関の意見【必須】

県の所見のとおり、制度の継続は必要であるが、協定活動期間の緩和等の制度の見直しも併せて必要と考える。

※ アンケート対象の市町村数が5未満の都道府県は、「V-5 市町村へのアンケート調査結果の評価」中の「都道府県の所見」と「第三者機関の意見」は省略可能

2 本制度の改善点等

(1) 本制度の改善点

	協定数		割合	
①対象地域の要件緩和	5	市町村	42	%
②傾斜区分の要件緩和	5	市町村	42	%
③一団の農用地（1ha以上）の要件緩和	3	市町村	25	%
④協定活動期間（5年間）の緩和	4	市町村	33	%
⑤必須活動の内容の緩和	5	市町村	42	%
⑥集落戦略の内容の簡素化	8	市町村	67	%
⑦集落マスタープランの活動方策の内容の見直し	1	市町村	8	%
⑧交付単価の増額	7	市町村	58	%
⑨加算の充実	2	市町村	17	%
⑩交付金返還規定の緩和	3	市町村	25	%
⑪協定書様式・申請手続きの簡素化等の事務負担の軽減	10	市町村	83	%
⑫その他	1	市町村	8	%

(2) 集落や農用地を維持するための支援や対策

	協定数		割合	
①農業の担い手を確保するための支援	8	市町村	67	%
②担い手への農地の集積・集約化のための支援	2	市町村	17	%
③地域外からの定住者等を確保するための支援	4	市町村	33	%
④集落協定の広域化や統合に対する支援		市町村	0	%
⑤鳥獣害対策に対する支援	7	市町村	58	%
⑥高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援	2	市町村	17	%
⑦機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援		市町村	0	%
⑧地域での生活支援活動（高齢者世帯への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき・雪下ろし等）に対する支援		市町村	0	%
⑨地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援	1	市町村	8	%
⑩都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援	1	市町村	8	%
⑪地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援	3	市町村	25	%
⑫農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援	3	市町村	25	%
⑬傾斜地において、安全に農作業できる農業用機械の購入に対する支援	1	市町村	8	%
⑭その他		市町村	0	%
⑮特になし		市町村	0	%

2の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

本制度の改善点として、12市町村中10市町村が「事務負担の軽減」に回答、8市町村が「集落戦略の内容の簡素化」に回答しており、県としても改善を要する事項と考える。また、協定参加者の年齢構成を考えると、4市町村が回答した「協定活動期間（5年間）の緩和」についても、期間の短縮を検討するべきと考える。集落や農用地の維持に有効と考える支援や対策については、「担い手確保支援」が8市町村、「鳥獣被害対策支援」が7市町村であり、県としては、活用可能な事業を紹介するなど、引き続き支援していく。

2の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

本制度は、荒廃農地の発生防止や水路・農道等の維持には効果があると考えますが、集落機能の本制度によって維持することは難しい状況になってきていると考える。本制度は今後も必要な制度であると考えますが、本制度に乗れない集落を支えるための別の仕組みが求められている時期に来ていると考える。

3 今後の農地利用や集落機能等

(1) 次期対策

ア 次期対策における協定数

	協定数		割合	
①おおむね現状維持が見込まれる	6	市町村	50	%
②若干の減少が見込まれる	5	市町村	42	%
③かなりの減少が見込まれる	1	市町村	8	%
④ほぼすべての協定の廃止が見込まれる		市町村	0	%
⑤協定の統合・広域化が進むことが見込まれる		市町村	0	%
⑥新規の協定や活動再開の協定により、協定数の増加が見込まれる		市町村	0	%

イ 協定数の減少要因

	協定数		割合	
①活動の中心となるリーダーの高齢化のため	1	市町村	8	%
②協定参加者の高齢化による体力や活動意欲低下のため	1	市町村	8	%
③地域農業の中心となる者がいないため		市町村	0	%
④農業収入が見込めないため		市町村	0	%
⑤鳥獣被害増加のため		市町村	0	%
⑥事務手続きが負担なため	1	市町村	8	%
⑦交付金の遡及返還が不安なため		市町村	0	%
⑧統合の相手先となる協定が近隣にないため		市町村	0	%
⑨協定内の意見がまとまらず、合意形成が困難なため		市町村	0	%
⑩その他		市町村	0	%

ウ 集落協定の統合・広域化の推進方針

	協定数	割合
①小規模集落協定に対して周辺の集落協定への統合を推進する	市町村	0 %
②高齢化が進んでいる集落協定に対して周辺集落協定への統合を推進する	1 市町村	8 %
③集落協定の規模等に関わらず統合を推進する	市町村	0 %
④集落協定に対して周辺の未実施集落の取り込みを推進する	市町村	0 %
⑤未実施集落に対する協定締結を推進する	市町村	0 %
⑥担い手に対して個別協定に取り組むことを推進する	市町村	0 %
⑦相談があれば対応するが、特段の推進は考えていない	9 市町村	75 %
⑧その他	2 市町村	17 %

(1) のアからウについて都道府県の所見【必須】

次期対策については、半数程度の市町村で協定数が減ると認識しており、その中でも大幅に減るとしている市町村では、その要因を高齢化や事務手続きの負担としているため、このことを踏まえた制度の見直しが必要である。また、集落協定の統合・広域化の推進をほとんど考えていない市町村に対して、技術的な助言等の支援をしていく必要がある。

(1) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

協定活動期間の緩和等の制度の見直しと併せて、本制度の活用が難しい集落を支えるための新しい制度を並走させる必要があると考える。

(2) 5年後（令和10年）の農用地の利用、集落機能等

ア 農用地の荒廃状況

	協定数	割合
①かなり荒廃化が進む	6 市町村	50 %
②やや荒廃化が進む	6 市町村	50 %
③荒廃化しない	市町村	0 %
④荒廃農地の解消が進む	市町村	0 %

イ 集落の寄り合いの回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	2 市町村	17 %
③今よりも減少する	10 市町村	83 %

ウ 集落の各種行事の回数

	協定数	割合
①今よりも増加する	市町村	0 %
②今と変わらない	1 市町村	8 %
③今よりも減少する	11 市町村	92 %

(2) のアからウについて都道府県の所見【必須】

5年後の農用地の状況について、全ての実施市町村が「荒廃化が進む」と回答しており、集落機能等に関しても、ほとんどの市町村が「今よりも減少する」と回答している。本制度による協定の活動が、次期対策においても継続されることが必要であり、事務の簡素化や交付要件の緩和等により、本制度に参加しやすくなる見直しが必要である。

(2) のアからウについて第三者機関の意見【必須】

協定活動期間の緩和等の制度の見直しと併せて、本制度の活用が難しい集落を支えるための新しい制度を並走させる必要があると考える。

4 集落戦略

(1) 集落戦略作成の推進に当たっての苦労

	協定数	割合
①話し合う場を設けることが困難であった	8 市町村	67 %
②協定参加者以外の参集に苦労した	1 市町村	8 %
③話し合いをリードする者の確保など、話し合いを進めることに苦労した	5 市町村	42 %
④担い手が耕作する農地を明確化することに苦労した	1 市町村	8 %
⑤草刈り等の管理のみを行う農地（粗放的利用する農地）を明確化することに苦労した	1 市町村	8 %
⑥地域の農業を担う担い手の目途が立たない	3 市町村	25 %
⑦地域の寄り合いや行事を主導するリーダーの目途が立たない	2 市町村	17 %
⑧高齢化が進み、10年後の農用地の将来像を考えること自体が難しかった	8 市町村	67 %
⑨協定を広域化したため、どの範囲でどうやって集落戦略を作成するかなどの調整に苦労した	市町村	0 %
⑩その他	市町村	0 %
⑪特になし	市町村	0 %

(2) 集落戦略作成の推進に当たっての工夫

	協定数	割合
①アンケートや戸別訪問等により、話し合いの方法を工夫した	3 市町村	25 %
②話し合いをリードする者を活用して進めた	6 市町村	50 %
③関係機関の協力を得て進めた	2 市町村	17 %
④協定参加者が、今後も健在であることを前提として作成を進めた	4 市町村	33 %
⑤担い手やリーダーの確保、農地中間管理機構への農地の貸付等に取り組んでいくことを前提に作成を進めた	1 市町村	8 %
⑥集落戦略の作成範囲を分割し、一つの話合いの単位を小さくして作成した	市町村	0 %
⑦その他	市町村	0 %
⑧特になし	1 市町村	8 %

4の(1)及び(2)について都道府県の所見【必須】

集落戦略作成の推進にあたり、集落戦略の要である「話し合う場を設けること」や、「10年後の農用地の将来像を考えること」が難しかったと多くの市町村が回答している。一方で、多くの市町村で推進にあたっての工夫もしている実態がある。この問題を解決する制度の見直しを行うとともに、市町村間で、工夫して推進した事例を共有するなどの取組が必要と考える。

4の(1)及び(2)について第三者機関の意見【必須】

事例の共有は重要であり、協定間や地域間で情報の共有ができる仕組みの構築を検討して欲しい。事例の共有は各市町村で独自に行っていくことは重要だが、県全体で行えば、市町村事務の効率化にもなるのではないかと考える。また、事例の共有のみでなく、応用の仕方を教授していく役割も県に求められていると考える。全国の集落戦略の事例集のようなものがあると良いのではないかと考える。

5 農村RMOの推進の意向

	協定数	割合
①現在も推進しており、今後も推進する予定	市町村	0 %
②現在は推進していないが、今後は推進する予定	1 市町村	8 %
③現在は推進しているが、今後は推進しない予定	市町村	0 %
④現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定	8 市町村	67 %
⑤その他	3 市町村	25 %

5について都道府県の所見【必須】

12市町村中8市町村が、「現在も推進していないが、今後も特に推進しない予定」としており、ほとんどの市町村が、制度の研究中であると思われる。市町村の検討に資するため、国から提供される情報の周知等、支援をおこなっていく。

5について第三者機関の意見【必須】

どのように地域のリーダーを確保するのが課題であり、事例を示して関心を持ってもらうことが重要と考える。